

## 令和5年度第2回多摩市地域包括支援センター運営協議会

### 要点録

#### ○協議会概要

|                         |   |
|-------------------------|---|
| 開催日時                    | 令和6年1月30日（火）19時00分～20時30分   |
| 開催場所                    | 多摩市役所 西1・2・3会議室   |
| 出席委員<br>(10名)           | 金 美辰 会長<br>篠田 幸子 委員<br>山崎 雅枝 委員<br>竹下 純子 委員<br>倉持 玲子 委員<br>浦田 純二 副会長<br>新垣 美郁代 委員<br>木下 順夫 委員<br>緑川 徳光 委員<br>小林 正人 委員 |
| 欠席委員<br>(0名)            | 無し  |
| 事務局<br>(6名)             | 健康福祉部長 伊藤 地域ケア推進係長 八木<br>介護予防推進係長 荻野<br>地域ケア推進係（基幹型地域包括支援センター）  |
| 地域包括<br>支援センター<br>(計5名) | 西部地域包括支援センター 東部地域包括支援センター<br>多摩センター地域包括支援センター 中部地域包括支援センター<br>北部地域包括支援センター  |
| 公開区分                    | 公開  |
| 傍聴者                     | 無し  |

## ○議事内容

### 1 報告事項 (1) 令和4年度地域包括支援センター決算報告

---

【事務局】資料1-①②を用いて説明

- ・令和5年9月議会にて、令和4年度決算の内容が確定した。
- ・令和3年度と比較して決算金額が増加している主な理由は、地域包括支援センター（以下包括）システムの老朽化に伴う入替費用があったためである。
- ・多摩センター包括は人員の欠員があったため、委託料が減額となっている。

### 1 報告事項 (2) 令和5年度地域包括支援センター運営評価報告

---

【事務局】資料2-①②を用いて説明

- ・委託型包括の評価結果は、全ての項目において「達成」となった。
- ・基幹型包括の評価結果は、項目4「職員の配置基準を満たしているか」という項目については、令和5年度4月以降、主任介護支援専門員が欠員のため「未達成」となった。

### 1 報告事項 (3) 第9期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 素案

---

【事務局】資料3を用いて説明

- ・今年度は多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の改訂年度であり、素案を作成し1月17日までパブリックコメントを実施していた。
- ・抜粋部分は計画第4部第2章基本目標②の部分となっており、包括の内容はこちらに記載している。
- ・102ページ「(1)地域包括支援センターの適切な運営」①～⑤まで包括の役割に関することを記載している。
- ・包括の認知度には、前回の協議会でも意見を頂いたので、具体的に目標値を設定し認知度の向上を目指す。
- ・106ページ「(2)地域包括支援センターの機能強化」は重点施策として設定した。平成28年度から相談者の利便性の高い場所へ移転を進め、認知症地域支援推進員や基幹型包括の設置等、機能強化や業務の効率化を進めてきた。現在は基幹型を設置した当時から、基幹型と委託型の役割が変化していることや、相談ニーズが今後も増加していくことから、包括の機能強化について重点的に推進していく。来年度の機能強化の方針については、この後の協議事項「運営方針について」で説明する。

【委員（介護保険運営協議会市民委員）】

- ・パブリックコメントは何件あったのか。

【事務局】

- ・延べ総数で15件である。

【委員（介護保険運営協議会市民委員）】

- ・パブリックコメントが15件しか来てないなかで、市民の声を取り入れて策定したことになるのかが疑問である。件数を増やすことや、更に市民の声を広く受け入れられるような工夫は考えているのか。

## 【事務局】

- ・高齢分野に限らずその他の計画においても、全庁的にパブリックコメントや市民説明会、アンケート等で市民の声を取り入れる工夫はしているが、意見が少ないという課題は認識している。介護保険制度が策定された当初は市民説明会等の参加者も多かったが、現在は少なくなってきているという現状も踏まえて、今後の方針を検討していく。

## 1 報告事項 (4) 地域課題ネットワーク会議について

---

### 【事務局】資料4を用いて説明

- ・多摩市の地域ケア会議は3層に分かれて開催をしている。個別ケースの検討を専門職や支援者が集って検討する「個別地域ケア会議」、個別地域ケア会議で積み上げた共通の課題を圏域毎の課題として検討する「地域課題会議」、圏域レベルでは解決できない課題に対して、市全域の課題として検討をする「地域課題ネットワーク会議」。今回は市レベルの「地域課題ネットワーク会議」について報告する。
- ・今年度は「高齢部門における8050ケースの相談支援や課題について」というテーマで実施し、事例を用いた検討会を行って、包括としごと・くらしサポートステーションそれぞれの対応状況と役割について理解を深めた。
- ・来年度については、庁内を中心に参集者を拡大し、顔の見える関係作りを進めていきたい。

## 2 協議事項 (1) 令和6年度地域包括支援センター運営方針(仕様書)について

### ○出張相談について

【事務局】資料6を用いて説明。

- ・4ページ総合相談の項目の目標値に「出張相談会の開催：目標値12回」を追加した。
- ・追加した理由は主に2点あり、1つ目が「近隣に相談できる拠点が無い地域への相談の充実」である。包括への相談は電話が約70%だが、地域で相談会を実施することで、何かのついでに相談ができる関係作りや、潜在的なニーズに対応することができると考えている。
- ・2つ目が「包括の認知度向上」である。今までも包括による出張相談は行ってきたが、全体的に周知する機会が無かったため、たま広報や公式ホームページ等で周知することで、これまで相談の機会が無かった高齢者や家族などにも働きかけ、認知度の向上を目指す。
- ・出張相談の開催にあたっては、社会福祉協議会の福祉なんでも相談や、介護予防講座、元気チェックなどと併用して開催することで、包括の負担を減らす工夫をする。

【委員(介護保険運営協議会市民委員)】

- ・公民館やコミュニティセンター等の公共施設での相談会は参加する方が限られるため、スーパーや薬局などで開催することも有効であるとする。

【副会長(権利擁護センター)】

- ・社会福祉協議会でも住民の方と接する機会は設けている。福祉何でも相談では月に一回の相談に加えて、テーマを定めた相談についても実施しているため、包括の出張相談と連携して開催していきたいと考えている。
- ・権利擁護センターとして地域に出向いて講義をすることもあるが、高齢者の相談窓口がわからないという方もいる。包括の認知度を上げていくことは重要であるとする。

【地域包括支援センター】

- ・出張相談は普段から地域の活動を通じて実施している。例えば、認知症カフェの支援を行う際に同席し、困りごとが無いか相談を受けている。また地域住民を対象として体力測定会を開催する際に、困りごとの相談を受けている。受動的な相談だけではなく潜在的なニーズを察知して、支援に繋ぐことは重要であるとする。

【事務局】

- ・包括への相談は電話相談が約70%であり、来所相談は約2~3%であるという結果がある。総合相談は自宅訪問をして実施する生活場面面接が最も重要であるという考え方がある一方で、包括の認知度がまだまだ足りていないという現実もある。来年度からの出張相談や、その他広報等を通じて認知度を高める工夫をしていきたい。

【委員(介護保険運営協議会市民委員)】

- ・自発的に相談できる方はいいが、そうでない方も一定数いる。自ら発信できない方へのアプローチ方法を検討して頂きたい。また8050の50側への周知も拡大していく必要がある。

#### 【委員（民生委員）】

- ・民生委員の活動を通じて、高齢者の包括の認知度はそこまで低くないと感じているが、現在の包括の認知度はどのくらいなのか。

#### 【事務局】

- ・令和5年1月18日から2月8日で実施した「多摩市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では「利用・参加したことがある 10.5%」「知っている 47.9%」「知らない 34.2%」であった。

#### 【委員（TAMA認知症介護者の会 いこいの会）】

- ・親の介護をしているという立場として、同じような立場の方と話すことが多いが包括を知らないという方が多い。認知症の講座に行く人など、自ら情報を集めることができる方は問題ないかと思うが、高齢者だけではなく家族への周知を拡大して欲しい。例えば薬局に行ったついでに包括を知ることができる仕組みなど、何かのついでに認知度を広げていくことができる取り組みは必要だと考えている。

#### 【委員（医師）】

- ・「地域包括支援センター」という名称が市民にとってわかりにくいのではないかと。他市では「高齢者あんしん相談センター」や「高齢者お助け相談センター」といった名称を使用しているところもある。名称の変更をすることで伝わりやすくなるのではないかと。

#### 【委員（市民委員）】

- ・行政や専門職だけではなく、地域に馴染みある人が協力して見守りを実施し、必要な時に包括に繋がられるよう、地域で協力して包括の認知度を向上させる必要がある。

#### ○認知症施策について

##### 【事務局】資料6を用いて説明。

- ・8～9ページの認知症施策について、「チームオレンジ」の推進を中心として文言や目標の修正を行った。
- ・チームオレンジは、認知症当事者と認知症サポーターステップアップ講座を受講したオレンジパートナーと専門職で構成されたチームであり、認知症当事者をチームで見守り、支え合い助け合いを行うチームのこと。多摩市では、令和5年11月に初めてのチームオレンジとして認知症当事者の会にて「チームみらいの会」を結成した。来年度は、認知症を地域で見守る体制作りと普及啓発を、より一層進めるために、チームオレンジを推進し、準備を進めていく。
- ・新しい目標値として「チームオレンジ結成のための働きかけ実施」という目標を追加した。チームオレンジ結成に向けてステップアップ講座の実施や、ニーズと支援者とのマッチング、普及啓発等を実施する予定。

○第2層生活支援体制整備事業について

【事務局】資料6を用いて説明

- ・来年度より各包括の人員を1名追加し、現在社会福祉協議会に委託している第2層生活支援体制整備事業を包括の業務と一体的に実施する方針である。

【事務局】資料8を用いて説明

1 生活支援体制整備事業の法的位置づけ

- ・介護保険法第115条の45包括的支援事業の一部に生活支援体制整備事業が位置づけられている。

2 生活支援体制整備事業の目的

- ・様々な地域の事業主体と連携して、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としている。
- ・そのために生活支援コーディネーター配置しており、全市的な役割が第1層、圏域ごとに第2層となっている。またコーディネーターの機能を補完する役割として協議体を設置しており、第1層はまるっと協議体、第2層は社会福祉協議会の地域福祉推進委員会だが、第2層協議体については来年度から地域ケア会議として実施する予定である。

3 委託先変更の背景

- ・今後高齢者数は増加する一方であり、それに伴うフレイルや8050問題等の増加が考えられるため、高齢者支援の機能強化と役割の整理が必要となった。
- ・第1層についてはプロポーザル方式による選定を行い、第2層に関しては包括へ委託先の変更を行う。

4 2層の変更により目指すもの

- ・個別課題と地域課題の把握を一体的に行うことにより、より実効性のある迅速な対応が可能となる。
- ・役割としては、包括は高齢者に特化した支援の実施、社会福祉協議会は重層的な支援の実施、高齢支援課は課題解決に向けた事業展開を実施する。

5 令和5年度以降の2層の業務（イメージ）

- ・資源開発業務では、包括は主に通いの場（近所de元気アップトレーニング）の立ち上げを実施する。補助金事務については市が実施する。
- ・資源情報のとりまとめについては、今まで社会福祉協議会が行っていたが、今後は第1層が実施する。
- ・そのまま業務を移管するのではなく、より効率的に実施できるよう検討している。

【委員（地域包括支援センター管理者）】

- ・包括はコロナ禍で非常に苦勞したと思うが、今後も業務量は増加し複雑化していく一方である。専門職の確保は非常に苦勞するところであり、どのような方法をとれば円滑に確保できるのか検討していく必要がある。職員採用時にかかる事務費の増額も検討していただけると助かる。人員を規定通り確保することによって、よりよい高齢者支援を行うことができると考えている。

**【事務局】**

- ・人員の確保が困難な状況は把握しているため、今後も対策を検討していきたいと考えている。また第2層生活支援体制整備事業においても全面的にバックアップして、業務を行いやすい環境づくりに取り組んでいきたいと考えている。

**【会長（大学）】**

- ・良い人材を確保することは非常に難しく、採用経費も高額という現状がある。今後も良い方法を検討して頂いて、高齢者支援を充実させて欲しい。

**【事務局】**

- ・今回2層の委託先を変更し業務を一体的に行うことで、結果として各包括1名の増員に繋げる事ができた。様々な案を検討し現状の最善策として今回このような整理としたため、ご理解を頂きたい。

## 2 協議事項 (2) 介護保険法施行規則の改正について

---

### 【事務局】資料10を用いて説明。

- ・改正の趣旨は主に2つあり、まず1つ目が「市町村の判断により複数圏域の高齢者数を合算し3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする」である。例えば一部の圏域の専門職が足りない場合でも、他の圏域でその職種をカバーするというような運用が可能となる。
- ・2つ目が「主任介護支援専門員の準ずる者の範囲を拡大する」である。現在国が規定する主任介護支援専門員の準ずる者の対象者を拡大して「介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上であるもの」についても準ずる者として認める方向となっている。これらの内容についてはあくまでも現在案のため、これ以降修正になる可能性があることをご留意頂きたい。
- ・多摩市においても、現在主任介護支援専門員の確保は非常に課題となっており、特に基幹型地域包括支援センターでは4月以降欠員が続いている。国の方針も案のため慎重に検討していく必要があるが、基本的には法改正に伴って、多摩市の条例と要綱の改正を行う方針で検討している。
- ・全国的に主任介護支援専門員の確保が困難な状況のため、国が柔軟な対応を図り、このような制度改正に向けて準備を進めているという背景がある。

### 【会長（大学）】

- ・3職種の準ずるものの範囲を拡大している現状を見ても、専門職の確保が如何に困難となっているかがわかる。

### 【委員（居宅介護支援事業所）】

- ・複数圏域でカウントした際に、職種が足りない地域が揃っている地域へ支援を求めることで、負担が集中するのではないかと。
- ・人材確保が困難な状況はわかるが、主任介護支援専門員の基準を緩和するだけでなく、良い人材を育てて確保する方法についてどのように検討しているのか。

### 【事務局】

- ・主任介護支援専門員は地域の介護支援専門員の支援を行うという役割がある。個々のケースを他の地域の職員へ振っていくという考え方ではなく、地域全体の支援を各包括で協力して支援し、業務負担につながらないよう工夫していく必要があると考えている。
- ・単純に国の改正をそのまま当てはめるのではなく、多摩市に一番合った形で取り込んでいきたいと考えている。

### 【委員（居宅介護支援事業所）】

- ・多摩市の中で様々検討していることがあると思うので、包括や市民に理解を得られるよう全面的にバックアップをして、積極的に伝えていただきたい。



## その他

---

### 【委員（民生委員）】

- ・包括の対応時間外に、体調不良で買い物へ行けなかった方がいたため、買い物へ行き食料を渡すことがあった。足立区は輪番制で基幹型包括が24時間電話対応をしているが、包括の時間外の対応についてはどのようなになっているか。

### 【事務局】

- ・現在も時間外における緊急の案件は各包括で電話対応をしている。また祝日や日曜日、年末年始は市役所へ電話すると庁舎管理につながり、必要に応じて基幹型包括が対応している。事例があれば連絡していただきたい。

以上